

新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）関連
Q & A（未定稿）

農林水産省消費・安全局
厚生労働省食品安全部

- 問1 新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）の目的は何ですか。
- 問2 新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）が施行されると、使用できる農薬の種類や農薬の使い方は変わりますか。
- 問3 新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）の下で、生産者、産地としてどのように対応すればよいのですか。
- 問4 飛散（ドリフト）低減対策にはどのような対策がありますか。
- 問5 1枚の畑に多品目の野菜を栽培していますが、飛散（ドリフト）を低減するため、どのような対策がありますか。
- 問6 実際に飛散（ドリフト）を起こしてしまった場合には、どのようにすればよいでしょうか。
- 問7 農家以外の者（植木業者、ゴルフ場等）に対しても、飛散（ドリフト）防止を徹底するべきではないですか。
- 問8 農薬使用状況を記帳する目的は何ですか。
- 問9 残留基準を超えていないことを証明するには、基準が設定されている約800種類の農薬すべてを分析する必要がありますか。
- 問10 残留農薬分析データの提供など過度な要求を行う食品等事業者に対し、国はどのような対応をしていますか。
- 問11 国や都道府県が行う農薬等の検査はどのようにになりますか。
- 問12 行政機関が行った検査で基準値を超えた場合の食品の取扱いはどうになりますか。
- 問13 ポジティブリスト制度に対応した支援策がありますか。
- 問14 登録農薬の適用作物の拡大をさらに推めるべきではないか。

- 問15 残留基準を超える農薬が検出された場合、原因及び影響の範囲を特定するため都道府県、産地ではまず何をすべきですか。
- 問16 どのような場合に農薬の飛散が原因と考えられますか。
- 問17 農薬の飛散が原因であると考えられる場合には、産地ではどのように対応すればよいのですか。
- 問18 不適正な農薬の使用が原因の場合には、産地ではどのように対応すればよいですか。

(問1) 新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）の目的は何ですか。

- 1 従前の食品衛生法の規制においては、残留基準が設定されていない農薬等については、食品中に残留が認められても販売禁止等の措置を行うことが困難であり、特に輸入食品を中心として残留農薬等の規制の強化が求められていました。このことを踏まえ、食品に残留する農薬等について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）を導入することとしました。
- 2 この制度は、食品中の農薬等の検査や検査結果の提出を義務づけるものではありません。食品に残留する農薬等については、これまでと同様、農畜水産物の生産段階において適正な使用や管理を行うことが重要です。

(問2) 新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）が施行されると、使用できる農薬の種類や農薬の使い方は変わりますか。

- 1 新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）の施行後も、これまでどおり、農薬使用基準（農薬のラベルに表示されている使用方法）を守って農薬を使用すれば、その農薬の対象作物については、残留農薬基準を超えることはありません。
- 2 ただし、隣接する農作物への飛散（ドリフト）をできるだけ少なくするよう、心がけることが必要となります。

(問3) 新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）の下で、生産者、産地としてどのように対応すればよいのですか。

- 1 普及指導センターとJAにおいて、防除暦の見直しや産地の条件に応じたきめ細かな指導を実施することが重要です。
- 2 生産者は、①農薬使用基準に基づいて、的確な防除に努めるとともに、②隣接する農作物への飛散（ドリフト）低減を心がけることが重要です。また、③農薬の使用状況を記帳しておくことも重要です。
- 3 ご心配な点や疑問点などがあれば、普及指導センター、JAなどにご相談下さい。

(問4) 飛散（ドリフト）低減対策にはどのようなものがありますか。

- 1 具体的な飛散（ドリフト）低減対策としては、
 - ① 隣接する農作物にも共通して残留農薬基準が設定されている農薬を使用する
 - ② 風の弱い時に風向きに気をつけて散布する
 - ③ ほ場の周辺部では外側から内側に向けて散布するなどの対策があります。
- 2 さらに具体的な内容については、普及指導センター、JAなどにご相談下さい。

(問5) 1枚の畑に多品目の野菜を栽培していますが、ドリフト(農薬の飛散)を低減するため、どのような対策がありますか。

- 1 1枚のほ場に多品目の野菜を栽培している場合、通常のドリフト防止対策に加え、違う種類の葉菜類を隣接させず、飛散の影響を受けにくい根菜類を間に栽培することも有効です。
- 2 また、噴霧器のノズルを作物に近づけて、丁寧に散布することで飛散(ドリフト)を大幅に低減することができます。

(問6) 実際に飛散(ドリフト)を起こしてしまった場合には、どのようにすればよいでしょうか。

- 1 一般に農薬は散布後、時間の経過に伴い、分解されるため、飛散(ドリフト)した場合でも、すべてのケースにおいて、残留農薬基準を超えるわけではありません。
- 2 このため、実際に飛散(ドリフト)を起こしてしまった場合には、まずは近くの普及指導センターやJAに、使用した農薬、隣接している作物の種類、生育の状況などを報告し、相談して下さい。

(問7) 農家以外の者(植木、ゴルフ場等の防除業者など)に対しても、飛散(ドリフト)防止を徹底するべきではないですか。

- 1 農林水産省では、農薬取締法に基づき、農家だけでなく、防除業者なども含めたすべての農薬使用者の責務として、飛散(ドリフト)防止を指導しており、今後も更なる徹底を図っていくこととしています。
- 2 なお、繰り返し大量の農薬を飛散させるなど悪質な場合には、農薬取締法に基づき、当該農薬使用者に対し、国や都道府県が厳しく指導することになります。

(問8) 農薬使用状況を記帳する目的は何ですか。

- 1 農薬の使用状況を適切に記帳し、販売先などにその結果を示すことは、産地に対する販売先や消費者の信頼を確保するために極めて重要です。
- 2 また、万一、残留基準を超過した場合には、原因の究明、問題となるロットの特定、残留分析などが必要となるロットの範囲の絞込みなど、産地、生産者として適切な対応を図る上で効果を発揮します。

（問9）残留基準を超えていないことを証明するには、基準が設定されている約800種類の農薬すべてを分析する必要がありますか。

- 1 新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）は、残留農薬分析を義務づける制度ではありません。また、分析だけで残留農薬基準を超えていないことを証明するには、多額の分析費用がかかり、経済的にも現実的な対応ではありません。
- 2 基本的には、適切な生産管理が行われることが重要であり、使用した農薬の種類、使用状況を正確に記帳し、いつでも確認できるようにしておくことが大切です。

（問10）残留農薬分析データの提供など過度な要求を行う食品等事業者に対し、国はどのような対応をしていますか。

- 1 厚生労働省は、農林水産省と協力し、意見交換会等において、①本制度は農薬等の検査や検査結果の提出を義務づけるものではないこと、②生産時の農薬等の適正な使用や管理が重要であることを説明してきたところです。
- 2 また、主要な流通団体に対し、本制度の趣旨を踏まえた冷静な対応、関係事業者への周知徹底を求めるとともに、今後も、本制度に関する正確な情報の提供及び普及啓発に努め、本制度の適切かつ円滑な実施を推進することとしています。

(問11) 国や都道府県が行う農薬等の検査はどのようになりますか。

- 1 食品衛生法に基づく農産物の残留農薬検査については、国内に流通する食品は都道府県等が、輸入時は国の検疫所において、年度毎に監視指導計画を定め検査を実施しています。
- 2 国内に流通する食品の残留農薬検査については、製造、加工施設への立入検査時や市場等の流通拠点において収去する等、効率的に監視指導計画において定めた予定数の検査を実施しています。
輸入食品については、輸入時に行う検査について年間計画に基づき効率的、効果的に検査を実施しており、複数の違反が確認される場合などには、輸入の都度、検査を行うこととなります。

(問12) 行政機関が行った検査で基準値を超えた場合の食品の取扱いはどうなりますか。

- 1 残留農薬の検査は、対象となる食品のロット（同じ生産者や出荷日などのひとかたまり）について、生産者や出荷日を確認し、代表する試料(サンプル)を採取することにより実施します。
- 2 検査の結果、基準値を超える農薬が検出された場合には、試料が採取された食品のロットのみが、食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置（販売禁止等）の対象となります。
- 3 なお、基準値を超える農薬が検出された場合には、必要に応じ、都道府県等において、農政部局との連携により、農家等に対して適正な農薬使用等の指導を行うことより再発防止を図ることとなります。

(問13) 新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）に対応した支援策がありますか。

農林水産省では、「強い農業づくり交付金」や「食の安全・安心確保交付金」で、

- ・ 残留農薬分析の自主検査に必要な分析機器の整備
- ・ 農作物に残留する農薬の調査分析
- ・ ドリフト低減ノズルなど飛散低減技術の実証・普及

などに取り組む場合の助成があります。まずは、お近くの J A、市町村に御相談下さい。

(問14) 登録農薬の適用作物の拡大をさらに推めるべきではないか。

1 適用作物の拡大についてのニーズを踏まえ、現在、行政、農薬メーカー、農業者団体が一体となって協議会を設置し、効率的に試験を実施しています。

2 適用作物の拡大が必要なものについては、まずは、お近くの J A、市町村に御相談下さい。

都道府県が適用作物の拡大に必要な残留試験を実施する場合には国による支援があります。

(問15) 残留基準を超える農薬が検出された場合、原因及び影響の範囲を特定するため都道府県、産地ではまず何をすべきですか。

- 1 残留基準を超える農薬が検出された場合、まずは農薬の飛散によるものか、不適切な農薬使用によるものかといった原因及び影響の範囲を特定することが重要です。
- 2 残留基準を超える農薬が検出された場合、検査を実施した都道府県及びその農産物が生産された都道府県の食品衛生部局と農政部局において、検出された農薬の種類、検出された濃度、検出された作物の種類、産地、ロット番号等の情報を共有する必要があります。
- 3 一方、産地では、都道府県の農政部局からの連絡を受け、原因及び影響の範囲を特定するため、検出された農薬を使用した作物の種類、時期、残留基準を超える農薬が検出された作物の記帳内容やその他の状況などについて、情報を収集・整理します。これらの産地における情報についても、都道府県の食品衛生部局と農政部局が共有する必要があります。

(問16) どのような場合に農薬の飛散が原因と考えられますか。

- 1 農薬の飛散によるものかどうかを判断するためには、検出された農薬の種類、検出された濃度、検出された作物の種類、産地での使用状況・時期などの情報を収集することが必要です。
- 2 その上で、これらの情報に基づいて、都道府県、産地が十分に相談し、農薬の飛散が原因か否かを判断する必要があります。判断の基準は産地の栽培状況によっても異なりますが、一般に、
 - ① 検出された農薬がその作物に適用がない
 - ② 記帳内容を検証したがその作物に使用していない
 - ③ 検出された農薬が産地内で使用されている
 - ④ 検出された濃度が比較的低い水準であるなどが確認されれば、農薬の飛散が原因である可能性が極めて高いと考えられます。

(問17) 農薬の飛散が原因であると考えられる場合には、産地ではどのように対応すればよいのですか。

- 1 農薬の飛散が原因であると考えられる場合には、都道府県の農政部局と相談して、まず、おおむね1ヶ月以内に問題となった農薬が使用された田畑を把握します。
- 2 おおむね1ヶ月以内に問題となった農薬が使用された田畑に隣接した田畑で栽培されている農産物については、産地において、モニタリング的に残留農薬検査（全部の田畑の農産物を分析するのではなく、同じような条件、例えば、ブームスプレーヤーでは、距離が20m以内の田畑の一部について分析を実施することが合理的です。）を行い、問題がないことを確認した上で出荷して下さい。それ以外のドリフトの影響がない田畑で栽培されている農産物を出荷することは問題ありません。
- 3 なお、記帳を行っている場合には、販売先などに求められた際、記帳内容を示しつつ、説明することが重要です。

(問18) 不適正な農薬の使用が原因の場合には、産地ではどのように対応すればよいですか。

- 1 不適正な農薬の使用が原因であると考えられる場合には、都道府県の農政部局と相談して、その生産者に対して改善方策を指導することが重要です。
- 2 一方、違反となったロットを共同で出荷していた生産者であっても、記帳内容やその他の状況から適正な農薬使用が確認された生産者の農作物については、必要に応じて産地において、残留分析の実施などにより、残留基準を超過していないことを確認した上で、出荷することが可能です。
- 3 農薬の使用状況について記帳がなされていれば、迅速な確認が可能となるとともに、販売先に対して問題がないことを説明するために重要であるため、生産者は農薬使用状況の記帳の徹底をお願いします。
- 4 なお、違反となったロットの出荷者ではなく、記帳内容やその他の状況から適正な農薬使用が確認された生産者の農産物について、出荷することは問題ありません。